

3 成年後見制度の種類

「法定」後見			「任意」後見
類型	補助	保佐	後見
	本人：被補助人 支援する人：補助人	本人：被保佐人 支援する人：保佐人	本人：成年被後見人 支援する人：成年後見人
対象のかた	判断能力が不十分なかた	判断能力が著しく不十分なかた	判断能力が欠けているのが通常な状態のかた
支援の範囲と内容	一部の限られた手続き、契約などを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	財産に関わる重要な手続き、契約などを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	すべての契約などを ・取り消してもらう ・代わってしてもらう

※一緒に決めてもらう：同意権、取り消してもらう：取消権、代わってしてもらう：代理権

■「法定」後見は、現在認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、手続きや契約をひとりで決めることが心配なかた、または難しいかたを対象としています。

家庭裁判所が、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、司法書士・弁護士・社会福祉士などから適任者を成年後見人等に選任します(親族が選任される場合もあります)。

■「任意」後見は、判断能力が不十分になったときに財産管理などに心配のあるかたが、将来に備えて判断能力のあるうちに自分で信頼できるかたを選び、事前に契約を結ぶものです。

7月20日、令和4年度大河原町権利擁護セミナーが大河原町役場を主会場に開催されました。「任意後見制度と遺言」と題し、大河原公証人役場の公証人戸津利彦氏に講演をしていただきました。

任意後見制度と遺言は、重要な役割を果たすものであるため難しい内容ですが、制度の概要をはじめ、具体的な制度の利用方法や公正証書の作成方法、費用等について、分かりやすく学ぶことができました。参加者からは、「制度の利用を検討しており、詳しく話を聞くことができ良かったです」、「証書の見直しを検討するきっかけになった」との声がかたに聞かれました。多くのかたに参加していただき、皆さんの関心の高さがうかがえました。

大河原町では、高齢者施策の基本理念として『ずっと暮らせるいつもどおりいま』



までどおり、住み慣れた地域で元気に暮らせるまち』を掲げています。また、障がい者施策においても、成年後見制度の利用促進について追加されたところです。

今は元気でも、加齢や病気などにより判断能力が低下する可能性は誰にでも起こり得ることです。最期まで自分らしい生活・人生を送るため、自分で判断することができらうちに「万が一に備えましょう。」

成年後見制度をご存じですか？

制度についてもっと知りたい、身近に心配なかたがいるなど、何かお気づきのことがあれば、まずはお気軽にお問い合わせください。

問合先▶福祉課(1階⑤⑥⑦番窓口) ☎ 0224-53-2115

大河原町成年後見支援センター(地域包括支援センター内)(1階⑥番窓口) ☎ 0224-51-3480

1 成年後見制度ってどんな制度？

認知症や知的障がい・精神障がいなどによって、物事をひとりで決めることに不安や心配のあるかたが、いろいろな契約や手続きをするときに、そのお手伝いをする制度です。判断能力が低下すると、財産の管理や重要な手続きをひとりで行うことが難しくなります。また、自分に不利益な契約を結んでしまうなど、悪質商法の被害にあうおそれもあります。こうしたかたを法的に保護し、そのかたの権利を守るために支援するのが「成年後見制度」です。

2 成年後見制度では、こんなことが可能です

医療や福祉サービスの
手続きや契約が
難しく分からない…

成年後見人などが分かりやすく説明したり、代わりに手続きや契約をします。入院や施設への入所の手続きなどもお手伝いします。

よく分からないまま
いらぬものを
買わされそうになる…

買うか買わないかを一緒に考えたり、間違ってしまったときは、その契約を取り消したりします。

もの忘れが多くて
お金をついつい
使ってしまう…

お金の出し入れを一緒に考えてくれたり、保険料や税金の支払いを手伝ってくれます。また、定期的に訪問して状況の確認をします。

将来、認知症になった
ときの財産管理が
心配…

将来、判断能力が不十分になったときから、財産などの管理をします。(任意後見)

こんなお手伝いはできません

- ・食事を作る
- ・掃除をする
- ・日用品の買い物を代わりにする
- ・手術をする、しないを決める
- ・実際に介護する
- ・毎日のように来てもらったり話し相手になってもらう
- など

